

# 理事会規則

## 第1条（総則）

定款第47条に基づき、一般社団法人柏崎青年会議所（以下、本会議所）理事会規則を定める。

2. 本規則は、理事会における会議の運用に関し、円滑に議事を進行させることを目的とする。
3. 本規則は、国際青年会議所が採用するロバート議事法に原則として基づく。

## 第2条（招集）

会議の招集は、定款第40条第3項に基づき、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を書面または電磁的方法により、開催日の7日前までに通知を発しなければならない。

2. 会議の招集を受けた者は、事務局長に対し出席報告をしなければならない。
3. 会議の招集を受けた者が出席できないときは、その理由を付し会議開会の時刻前に事務局長に届け出なければならない。

## 第3条（会議）

会議の進行及び運営は、原則として専務理事がこれにあたる。但し、審議を要する事項に関しては議長がその任に就く。専務理事が会議に出席出来ない場合は、議長が会議の全議事進行を担う。

2. 会議の開会定刻より相当の時間を経てもなお定足数に達しないときは、専務理事は議長の許可を得て会議開会の時間の遅滞又は流会を宣告することができる。
3. 審議を要する事項に関する会議中に定足数を欠くに至るおそれのあるときは、議長は休憩又は流会を宣言することができる。
4. 議長及び専務理事は、会議の秩序を維持し、本規則に定めるほか、次の事項について自ら行うほか、出席理事に指示することができる。
  - (1) 開会の宣言
  - (2) 会議の成立の宣言
  - (3) 議事日程の宣言
  - (4) 議事録作成人の指名
  - (5) 議事録署名人の指名
  - (6) 前回議事録の承認
  - (7) 閉会の宣言
  - (8) 会議の議決結果の外部への報告

## 第4条（議事日程）

議長及び専務理事は、会議時に議事日程及び会議に関する資料を、出席者に配布又は呈示するよう事務局長に指示する。

2. 議長が必要であると認めるとき、又はその会議に議題を提出する権利を有する構成者から動議が提出されたときは、会議の議を経て議事日程の順序を変更したり他の議題を追加することができる。また必要に応じて専務理事にそれを指示する。
3. 議長及び専務理事は、予定時間内に議事日程に記載した議題の審議が未了の場合は、会議出席者の議を経て会議時間の延長をすることができる。
4. 審議に至らなかった議題について、あらためて議事日程を定めたときは、その議題を最優先としなければならない。

## 第5条（議題及び動議）

会議の議題提出権者は、その会議において議題を提出する権利を有すると同時に、議決権を有するその会議の構成者でなければならない。

2. 議題提出権者が議題を提出するときは、事務局長から指定された日のほか、開催予定日の5日前までを原則とし、事務局長を経て、理事長及び専務理事に所定の書式をもって提出しなければならない。ただし緊急とみなされた場合はこの限りでない。
3. 同一議題で議決された事項を、再度その会議において議題として取り上げるときは、会議の議決権を有する出席構成者の3分の2以上の同意を得なければならない。
4. 同一議事日程中に議決された事項は、いかなる理由があろうとも再度その会議に議題として取り上げることはできない。
5. 動議は、会議において、他に2人以上のその会議の議決権を有する出席構成者の賛成がなければならない。
6. 動議は、会議において、賛成支持されない前は取り下げることができる。

## 第6条（議事）

議題を会議に付するときは、議長はその旨宣告する。

2. 議題提出者は、提案主旨を記載した文書を資料として配布し、必要があれば配布しなければならない。

## 第7条（発言）

- 発言は、すべて議長の許可を得なければならない。議長の許可のない発言は討議の対象にはならない。
2. 発言しようとする者は、挙手をして、議事進行者より指名を受けてから発言しなければならない。
  3. 審議を要する事項に関して発言しようとする者は、挙手をして「議長」と呼び、議長より指名を受けてから発言しなければならない。
  4. 2人以上挙手をして発言を求めたときは、議事進行者は先挙手者と認められた者を指名する。
  5. 発言はすべて簡明を旨とし、議題外にわたり、又はその範囲を越えてはならない。
  6. 議題提出者は、会議において、議題提案の詳細な説明を予め自分以外の者にさせようとする場合には、議長及び専務理事に申し出て許可を得、その旨をその議案の審議に入ったただちに申し述べ、その者を紹介し発言させるものとする。又この者を指名して質問のあった場合は、議事進行者は速やかにこの者に答弁させなければならない。
  7. 議事進行者は、発言がその会議の品位をきざづけ、又は議事妨害であると認めるときは注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。
  8. 議事進行者は、討議の進行において最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者とを交互に指名するように努めなければならない。
  9. 発言は原則として1議題につき、1人2回5分以内の範囲で行う。但し、議事進行上その適用は議事進行者の判断とし、回数、時間等を議長により制限されることがある。

#### 第8条（議決）

- 議長は、議決をするときはその旨を告げる。
2. 議決は次の方法による。
    - (1) 挙手
    - (2) 起立
    - (3) 口頭
    - (4) 拍手
    - (5) 記名投票
    - (6) 無記名投票
  3. 議決は、まず否決案について行い、次に修正案、原案をあとにする。修正案が多い場合、原案に最も遠いものより議決する。
  4. 議決は賛成をとり、次に反対をとる。

#### 第9条（議事録）

- 議事録は、議長から指名された書記により、議事に関し忠実に記載されなければならない。又書記は、作成した議事録を議長から指名された代表確認者に呈示し、確認を受けなければならない。
2. 議事録は、いかなる理由があろうとも内容を変えることはできず、あくまで事実の内容に対する誤文・誤字の訂正にとどめる。
  3. 議事録は、会議開催後2週間以内を原則として、次回会議までに作成し代表確認者に確認を得た後、理事、監事及び直前理事長に送付しなければならない。
  4. 前項で送付を受けた理事、監事及び直前理事長は、訂正修正箇所があれば指摘しなければならない。
  5. 前項にて確認された議事録は、会議構成者に次回会議時に呈示しなければならない。

#### 第10条（傍聴）

- 会議を傍聴しようとする者は、本会議所の正会員にして、事務局長に申し出て、議長の許可を得なければならない。
2. 傍聴者は、会議の開会中は会議における討議に対して、賛否を表したり発言したりして議事を妨害するような言動をしてはならない。なお、傍聴者が議事の進行を妨害した場合は、議事進行者はその者を退場させることができる。

#### 第11条（本規則の変更・廃止）

本規則に定める無い事項についてや、本規則の変更及び廃止については理事会によってこれを定めるものとする。

### 附 則

本規程は2013年9月5日より施行する。